

名古屋市住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付要綱

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、子育て世帯が行う住宅の安全性の向上を図るための改修工事等に対して補助を行うことにより、子育て世帯の費用負担を軽減し、子育てに適した安心安全な住環境づくりを促進することを目的とする。
- 2 名古屋市住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号の用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 子ども 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子をいう。
 - (2) 妊婦 出生を予定している子に対する母子健康手帳が交付されている者をいう。
 - (3) 子育て世帯 子ども又は妊婦がいる世帯をいう。
 - (4) 戸建て住宅 独立した 1 棟の住宅で集合住宅に該当しない住宅をいう。
 - (5) 集合住宅 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用される用語で、共同住宅、寄宿舍及び長屋の用に供するものをいう。
 - (6) 分譲マンション 2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。）が存する集合住宅で、原則として区分所有者自身が居住の用に供しているものをいう。
 - (7) 賃貸住宅 賃貸借契約を締結して賃借することを目的とした住宅で居住の用に供するものをいう。
 - (8) 開口部 建物の出入口の他、採光、通風、換気、通行等を目的として壁等に設置された部分で、子どもの転落の危険性のある部分をいう。
 - (9) 転落防止対策 全ての開口部に次のいずれかの対策を実施することをいう。
 - ア ダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠の設置
 - イ 子どもの手の届かない場所への開口制限ストッパー等の設置又は子どもが容易に操作できない開口制限ストッパー等の設置
 - ウ 転落防止手すりの設置
 - エ アからウに準ずる対策として、市長が認めるもの
 - (10) 補助対象事業 子育て世帯が居住する住宅の安全性の向上を図るための改修工事を行うこと及び安全性の向上に資する商品を住宅に設置するために購入すること（別表に掲げるもの）。
 - (11) 写し等 原本、原本の写し又は原本の内容がわかる写真等をいう。
 - (12) 写真等 写真若しくは電子画像データをいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、戸建て住宅においては1号から3号までを、集合住宅においては1号、2号及び4号のいずれも満たすものとする。

- (1) 名古屋市内に存する住宅で、子育て世帯が居住している住宅であること。
 - (2) 当該住宅（分譲マンションにおいては区分所有者自身が居住の用に供している住宅、賃貸住宅においては賃貸借契約により賃借し、居住の用に供している住宅）に居住するいずれの者も、当該住宅において補助対象事業の申請又は補助対象事業に係る国又は名古屋市の補助金の申請を行っていないこと。ただし、当該申請を取り下げた場合又は当該申請について補助金不交付決定を受けた場合を除く。
 - (3) 戸建て住宅の場合は2階以上の全ての開口部（ただし、玄関ドアを除く）に転落防止対策が実施されていること。
 - (4) 集合住宅の2階以上に居住している場合は、居住部分の全ての開口部（ただし、玄関ドアを除く）に転落防止対策が実施されていること。
- 2 当該補助対象事業で実施しようとする転落防止対策は、前項3号及び4号における転落防止対策を実施しているものとみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象住宅に居住している者であること。
- (2) 補助対象事業を実施しようとする者で、補助金の交付時点においてその費用を負担する者であること。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助)

第5条 市長は補助対象事業に対して、予算の範囲内において補助を行うことができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別に定める改修工事又は対象商品の購入（以下「対象工事等」という。）に要する費用（対象商品の設置に関する費用及び購入にあたり負担した送料等を除く。）に2分の1を乗じた額とし、1戸あたり20万円を上限とする。ただし、別表に記載の工事等の内容ごとの上限額は同表に掲げるとおりとする。

- 2 前項で定めた額について、100円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象事業に係る補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その補助対象事業が対象工事等のうち、改修工事に該当する場合においては、補助対象事業を行う前に、次の各号に定める書類を市長に申請し、補助金の交付決定を受けなければならない。

- (1) 住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請書（別記第 1 号様式）
 - (2) 申請者の氏名及び住所が記載された公的書類の写し等
 - (3) 子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類の写し等
 - (4) 補助対象事業の実施前の施工場所がわかる写真等
 - (5) 補助対象工事の内容及び補助対象工事に要する費用が確認できる書類の写し等
 - (6) 申請者が分譲マンションの区分所有者で、バルコニー又はベランダ等共用部分に係る改修工事を伴う補助対象事業を実施する場合は、当該工事の実施について管理組合の承認を得たことが確認できる書類の写し等
 - (7) 申請者が賃貸住宅の賃借人の場合は、当該工事の実施について所有者の承認を得たことが確認できる書類の写し等
 - (8) 対象工事等のうち、バルコニー内エアコン室外機への高さ 1,100mm 以上の柵等の設置を行う場合であって、当該柵等の設置に伴い建築基準法上の確認申請が必要となる場合は、確認済証の写し
 - (9) 対象工事等のうち、集合住宅において実施するバルコニー内エアコン室外機への高さ 1,100mm 以上の柵等の設置を行う場合は、バルコニーの手すりから 600 mm 以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保することが分かる図面等
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、その補助対象事業が対象工事等のうち、対象商品の購入に該当する場合には、補助対象事業に必要な商品の購入及び設置を終えた後、次の各号に定める関係書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (1) 住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請書兼完了届（別記第 2 号様式）
 - (2) 申請者の氏名及び住所が記載された公的書類の写し等
 - (3) 子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類の写し等
 - (4) 補助対象事業の実施後の状況がわかる写真等
 - (5) 領収証（補助対象事業の実施に必要な商品の購入に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類）の写し等
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 申請者が、別表の対象工事等のうち改修工事と対象商品の購入の両方を行う場合には、第 3 条第 1 項第 2 号の規定に関わらず、前 2 項の申請をそれぞれ行うことができる。ただしその場合、それぞれの申請は同時に行わなければならない。
- 4 毎年度の交付申請の時期については市長が別に定める。
- 5 第 2 項における商品の購入日は市長が別に定める日以降とする。

（交付の決定及び不交付の決定）

第 8 条 市長は、先着順に交付申請書又は交付申請書兼完了届（以下「交付申請書等」という。）を受け付けるものとするが、受け付けた交付申請書等に係る補助金交付申請額の総額が予算の範囲を超えた日（以下「終了日」という。）をもって受付を終了する。なお、終了日に複数の交付申請書等を受け付けた場合は、次条に定める抽選により交付

対象とする申請者を決定する。

- 2 市長は、受け付けた交付申請書等について、速やかにその内容を審査し、補助金の交付について決定する。
- 3 市長は、補助金を交付する決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知する。ただし、前条第 2 項に係る申請の場合は、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 4 号様式。以下「決定通知書兼確定通知書」という。）により申請者に通知する。
- 4 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金不交付決定通知書（別記第 5 号様式）により申請者に通知する。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付することができる。
- 6 申請者は、交付決定の通知後に当該申請に係る補助対象事業等を実施しなければならない。ただし、前条第 2 項に係る申請の場合は除く。

（抽選）

- 第 9 条 市長は、終了日に複数の交付申請書等を受け付けた場合、当該交付申請書等について、抽選により順位を決め、予算の範囲を超えない順位までを補助金の交付対象者（以下「当選者」という。）とする。
- 2 当選者が提出した交付申請書等の取り扱いは、前条の規定を準用する。

（補欠）

- 第 10 条 市長は、前条により当選者とならなかった申請者を補欠として決定する。
- 2 市長は、前項により決定した補欠の数が一定数に達しない場合、終了日の翌日以降も一定数に達する日まで補欠として交付申請書等を受け付ける。
 - 3 市長は、交付申請の取り下げ又は交付決定の取り消し等により補助金交付額の総額が予算の範囲内となる事由が生じた場合、補欠を予算の範囲内で補欠番号順に繰り上げ、当選者にすることができる。
 - 4 補欠の取り扱いは、市長が別に定める。

（交付申請の内容の変更）

- 第 11 条 第 7 条第 2 項に係る申請の場合を除き、第 8 条第 3 項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付変更申請書（別記第 6 号様式）を市長に提出しなければならない。この場合、申請者は、変更する部分について説明する書類の写し等を添付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、補助金の交付決定の内容を変更し、その旨を住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付決定変更通知書（別記第 7 号様式）により申請者に通知するものとする。
 - 3 申請者は、変更の交付決定の通知後に当該申請に係る補助対象事業を実施しなければならない。

(申請の取り下げ)

第12条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げる場合は、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請取下書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請及び当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請者の承継)

第13条 第7条第1項に係る申請を行い、第8条第3項の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下、この条及び次条において「工事申請者」という。）は、補助対象事業を実施する住宅において、譲渡その他の事由が生じた場合、当該住宅の譲渡等を受けた者（以下「承継人」という。）が交付決定のあった内容で補助対象事業を実施する意思があるときは、市長に届出をして当該補助金に係る地位を承継することができる。

2 工事申請者及び承継人は、前項の規定に基づき、当該補助金に係る地位の承継をしようとするときは、地位承継届（別記第9号様式）に地位を承継するものであることを証する書類の写し等を添付して市長に提出しなければならない。

(完了報告等)

第14条 工事申請者は、補助金の申請に係る補助対象事業が完了したときは、完了届（別記第10号様式）に次に掲げる書類の写し等を添付して、交付決定の通知があった日の属する年度の3月末日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 補助対象事業の実施後の状況がわかる写真等

(2) 領収証（補助対象事業の実施に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類）の写し等

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による届出の内容を検査し、適切であると認めたときは、補助金の交付額を確定し、その旨を住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金確定通知書（別記第11号様式。以下「確定通知書」という。）により工事申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、第14条第2項の規定による補助金の額の確定後、工事申請者から提出される請求書（別記第10-2号様式）に基づき、工事申請者に対し補助金を交付するものとする。ただし、第7条第2項に係る申請の場合は、第8条第3項に規定する決定通知書兼確定通知書の内容に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定

の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、市長は、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付決定全部（一部）取消通知書（別記第12号様式）により申請者に通知しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

2 市長は、補助金の交付後に前項各号のいずれかに該当する事実があることを知ったときは、補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金全部（一部）返還請求書（別記第13号様式）により申請者に通知しなければならない。

（現地調査等）

第 17 条 市長は必要に応じ、申請者及び第 8 条第 3 項の規定により交付決定の通知を受けた申請者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（対象工事等）

工事等の内容		上限額
改修工事	(1)開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠の設置（工事費を補助対象事業の費用に含める場合）	6,000 円/箇所
	(2)開口部への転落防止手すりの設置（※1）	なし
	(3)バルコニー内エアコン室外機への高さ 1,100mm 以上の柵等の設置	なし
	(4)クッション床への改修工事（※2）	7,000 円/m ²
	(5)床の段差解消工事	なし
対象商品の購入 （※3）	(6)開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠（工事費を補助対象事業の費用に含めない場合）	6,000 円/箇所
	(7)子どもの手の届かない場所への開口制限ストッパー等又は子どもが容易に操作できない開口制限ストッパー等	3,000 円/申請
	(8)チャイルドゲート	3,000 円/箇所（※4）
	(9)チャイルドロック及び立ち消え防止等の安全装置が付いた調理器（コンロ）	10,000 円/申請
	(10)ドアの指挟み込み防止対策商品	3,000 円/申請

※1 屋内の吹き抜け部分など転落事故の危険がある部分への転落防止を目的とした工事を含む。

※2 壁面等で区切られた区画の全面の床材を張り替える工事に限る。

※3 購入する商品は新品に限り、個人間売買で購入した商品を除く。

※4 1 申請当たり 2 箇所を上限とする。